

## 帳票及びコンテンツ第三者提供許諾契約

(本規約の適用範囲)

第1条 本規約は、株式会社アドム(以下「弊社」といいます。)が提供するソフトウェア「わんぱくランチ」(以下「本製品」といいます。)の使用規約を前提として、第三者への帳票及びコンテンツの提供にかかわる一切に適用されます。

(定義)

第2条 本規約で次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)主契約:本製品の使用許諾契約

(2)主規約:本製品の使用にかかわる規約

(3)本契約:主契約を前提として、本規約で規定される、帳票及びコンテンツの第三者提供にかかわる許諾契約

(4)申込者:主契約の契約者で、本規約に基づき帳票及びコンテンツの第三者提供の許諾を申し込む法人

(5)契約者:主契約の契約者で、本契約を締結して第三者に帳票及びコンテンツを提供する法人

(6)第三者登録施設:帳票及びコンテンツを提供する施設として登録事項に登録された施設

(7)付属物:製品マニュアル、サンプル料理集等の本製品に付属するすべての物(データ等の情報が記録された媒体を含みます。)

(8)帳票:本製品の使用によって出力された印刷物(給食指導監査帳票を含み、これに限りません。)

(9)コンテンツ:本製品の使用によって出力された情報、及び付属物により弊社が契約者に提供するすべての情報

2 前項(9)号のコンテンツは、文章・記事、料理レシピ、写真、イラスト・図画、動画、データを含み、これに限られませんが、その一例は次のとおりです。

(1)製品マニュアル

(2)CD-ROM等の媒体によって配布されるサンプル料理集に含まれる内容(写真、イラスト、料理レシピを含みます。)、データ

(帳票及びコンテンツ第三者提供許諾契約の申込み・成立)

第3条 第5条1項の許諾を求める申込者は、弊社に対し、弊社所定の方法により、事前に申込みを行うものとします。

2 前項の申込みにあたり、申込者は、弊社に対し、提供先となる第三者の情報(法人名、施設名、施設の所在地・電話番号等の弊社が指定する情報)を通知するものとします。

3 弊社は、弊社所定の基準により、申込みのあった第三者に対して帳票及びコンテンツの複製物を提供することの可否を判断し、これを許諾する場合には、申込者に対して許諾の通知をするとともに、弊社にて登録を行います。当該許諾通知をした時点で、当該申込者と弊社との間で、本契約が成立します。なお、弊社は、帳票及びコンテンツ(以下、「帳票等」という。)の第三者提供料(以下「第三者提供料」という。)の請求書をもって許諾通知に代えることができます。

4 前項の契約成立後、帳票等の複製物を提供する第三者登録施設の追加を求める場合は、弊社に対

し、弊社所定の方法により、追加する第三者の情報を通知するものとします。当該通知を受けた弊社は、追加許諾することの可否を判断し、これを許諾する場合は前項と同様とします。

#### (第三者登録施設の変更)

第4条 契約者は、帳票等の提供先となる第三者登録施設に変更が生じた場合は、速やかに弊社所定の方法により、情報変更の手続をするものとします。

#### (帳票等第三者提供許諾)

第5条 弊社は、第三者提供料を支払い、かつ本規約の定めに従うことを条件として、次の内容で、帳票等を、非独占的、譲渡不能及び再許諾不可能に、第三者に対して提供することを許諾します。

##### (1) 提供目的

- ・事前に、弊社から許諾された第三者登録施設における給食栄養管理
- ・当該第三者登録施設に向けた情報提供

##### (2) 範囲

提供目的のために必要であると合理的に認められる範囲

##### (3) 態様

- ・帳票の複製物の譲渡による第三者登録施設への提供
- ・コンテンツの複製物の譲渡による第三者登録施設への提供

#### (本契約の有効期間)

第6条 本契約の有効期間は、特段の定めがない限り、第3条3項に定める許諾通知の日が属する月の翌月1日から1年間とします。

2 前項の期間中に第三者登録施設を追加した場合の有効期間は、許諾通知の日が属する月の翌月1日から、前項の有効期間の期間満了日までとします。

3 有効期間満了日の2か月前までに、提供先となる第三者登録施設の変更通知が弊社に到達しない限り、同一の第三者登録施設(期間中に追加された第三者も含まれます。)に対する本契約が1年間更新され、その後も同様とします。

#### (第三者提供料)

第7条 帳票等第三者提供の許諾を受けた契約者は、弊社に対し、帳票等の第三者提供許諾の対価として、許諾契約成立時又は許諾契約更新時に発行する請求書に記載された第三者提供料を支払う義務を負います。第三者提供料は、帳票等の複製物を提供する第三者登録施設の数に、弊社が定める単価を乗じた金額とします。なお、当該単価は、弊社所定の方法により、事前に提示します。

2 第三者提供料は、特段の定めがない限り、本契約の有効期間である1年分の年間料金とします。

#### (第三者提供料の支払方法)

第8条 帳票等第三者提供の許諾を受けた契約者は、請求書に記載された請求内容を確認し、当該請求書に記載された支払期限までに、全額を、弊社が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は、契約者の負担とします。

(遅延利息)

第9条 契約者が第三者提供料の支払いを遅滞したときは、弊社に対し、支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(第三者提供料の不返還)

第10条 本契約の終了その他いかなる場合においても、弊社は、契約者から支払われた第三者提供料の全部又は一部を返還しません。

2 本契約の有効期間中に帳票等の複製物を提供する第三者登録施設の数が増減した場合その他いかなる場合においても、弊社は、支払われた第三者提供料の全部又は一部を返還しません。

(第三者提供料の変更)

第11条 弊社は、物価変動等の環境条件が変化した場合には、第三者提供料の金額を変更することができます。この場合、弊社は、帳票等第三者提供の許諾を受けた契約者に対し、第三者提供許諾の有効期間満了日の3か月前までに当該変更を書面により通知し、第6条3項に規定する帳票等第三者提供契約の終了の意思表示がなされない限り、弊社は第三者提供料を変更することができます。

(監査)

第12条 契約者において、無許諾の第三者に対して帳票等の複製物を提供し又はそのおそれがあると弊社が認めた場合、契約者は、弊社からの求めに応じ、自らの顧客であるすべての保育園、幼稚園、こども園等(以下「保育園等」といいます。)を、弊社に対して書面にて報告するものとします。この場合、契約者は、報告にあった保育園等に対し、帳票等の複製物の提供状況を弊社が調査することについて、異議を述べないことに同意するとともに、当該調査に協力するものとします。

2 前項の調査により、帳票等の複製物を提供する第三者登録施設の数に誤りがあり、三者提供料に不足があった場合、契約者は弊社に対し、既払いの第三者提供料と、正しく計算された第三者提供料との差額の10倍に相当する金額を支払うよう請求することができるものとします。

(帳票等の提供先からの苦情対応)

第13条 帳票等第三者提供の許諾を受けた契約者は、提供した帳票等の複製物に起因する第三者から苦情・クレーム、損害賠償その他の請求等(以下「苦情等」といいます。)を受けた場合は、自己の責任と負担をもってこれを処理解決するものとし、弊社に対して一切の負担を生じさせず、迷惑をかけることに同意するものとします。

2 前項の苦情等により弊社が損害(解決処理に要した弁護士費用等を含みますが、これに限られません。)を被った場合には、契約者は、そのすべての損害を賠償する責任を負うものとします。

(免責)

第14条 帳票等第三者提供の許諾を受けた契約者は、弊社の許諾に基づいて帳票等の複製物を第三者に提供する場合、その提供は自己の責任と負担において行うものとし、契約者と提供先の第三者との間で、提供された帳票等の複製物に起因して苦情、トラブル、紛争等が生じたとしても、弊社は一切の責任を負いません。

(権利義務譲渡の禁止)

第15条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、主契約及び本契約上の地位、主契約及び本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。